

鳥取県新規狩猟者参入促進補助金交付要綱

平成27年11月4日第201500041720号
一部改正 平成28年5月10日第201600019349号
一部改正 平成30年4月1日第201700294507号
一部改正 令和2年3月24日第201900308213号
一部改正 令和5年3月24日第202200307552号
一部改正 令和5年9月13日第202300123813号
鳥取県生活環境部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、新規狩猟者参入促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、イノシシ、ニホンジカ等増加傾向にある大型狩猟鳥獣を捕獲するためのわな猟免許又は第一種銃猟免許を新規に取得し、狩猟を行おうとする者に対して経費の一部を助成することにより、狩猟への新規参入を促進し、もって野生鳥獣保護管理の推進と自然環境保全を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に基づき、わな猟免許又は第一種銃猟免許を新たに取得した県内に居住する者で、当該免許の初回の更新までに、鳥取県において別表第1欄に掲げる初回の狩猟者登録を受けた者（第一種銃猟の登録を受けた者にあつては、当該年度の2月末日までに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者に限る。）に対し、別表第2欄に掲げる経費相当額について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

ただし、複数年度にわたってわな猟又は第一種銃猟の登録を受けた場合は、どちらか一方の登録の種類のみを補助の対象とする。わな猟及び第一種銃猟両方の登録を同一年度に受けた場合は、わな猟及び第一種銃猟を補助の対象とする。

- 2 本補助金の額は、別表第1欄に掲げる狩猟者登録の種類に対して別表第3欄に掲げる額とする。
- 3 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている者については、交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、様式第1号によるものとする。

- 2 第1項の申請書の提出は、初回の狩猟者登録を受けた年度の2月16日から3月10日までにわな猟免許又は第一種銃猟免許の狩猟者登録を受けた自然共生課又は総合事務所に提出するものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項による額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、様式第1号の交付申請書の提出をもって、報告があつたものとみなす。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行し、平成27年度の狩猟者登録年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行し、平成28年度の狩猟者登録年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の狩猟者登録年度から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の狩猟者登録年度から適用する。

2 なお、令和2年度に限り、平成27年度以降に免許を取得し、既に当該免許を更新した者であっても、令和2年度に初回の狩猟者登録を受けた場合は補助対象とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の狩猟者登録から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月13日から施行し、改正後の鳥取県新規狩猟者参入促進補助金交付要綱の規定は、令和5年7月28日から適用する。

別表（第3条関係）

1 狩猟者登録の種類	2 補助対象経費	3 補助金額
わな猟	狩猟免許取得手数料、狩猟者登録手数料、診断書代、猟友会費、ハンター保険、写真代	20,900円
第一種銃猟		24,100円
わな猟及び第一種銃猟		31,800円

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

年度鳥取県新規狩猟者参入促進補助金交付申請書兼振込依頼書

鳥取県新規狩猟者参入促進補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、交付される補助金は、以下に記載する振込先に振込ください。

記

- 1 補助事業等の名称 鳥取県新規狩猟者参入促進補助金
- 2 交付申請額 20,900円 ・ 24,100円 ・ 31,800円
(わな猟) (第一種銃猟) (わな猟及び第一種銃猟)
※該当金額に○印を記載すること。

3 対象事業の内容

狩猟者登録の種類	わな猟	第一種銃猟
	※該当猟種に○印を記載すること。	
狩猟者登録番号 ・登録年月日	わな猟 第 号 第一種銃猟 第 号	年 月 日 鳥取県知事 年 月 日 鳥取県知事
狩猟免許番号・ 交付年月日・交付者	わな猟 第 号 第一種銃猟 第 号	年 月 日 知事 年 月 日 知事
<u>猟銃・空気銃所持許可 証番号・交付年月日</u>	<u>許可証番号</u> 第 <u>号</u> <u>交付年月日</u> 年 月 日	
<u>添付書類</u>	<u>猟銃・空気銃所持許可証の写し</u>	

4 補助金の振込先

補助金 振込先	金融機関名			
	本店支店名			
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
	口座名義人	フリガナ 氏 名		

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

年 月 日

様

職 氏 名



年度鳥取県新規狩猟者参入促進補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新規狩猟者参入促進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

- 1 対象事業
本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
交付決定額 金 円
- 3 交付額の確定
本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。